

問い合わせ先

福祉保健局総務部企画課

電話 03-5320-4019

東京都社会福祉審議会・第7回「これからの福祉」検討分科会の審議結果

1 開催日時

平成16年6月25日(金)午後6時30分から午後8時00分まで

2 場所

東京都庁 第2本庁舎 31階 特別会議室21

3 出席者

分科会長	高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
委員	新村 保子	住友生命総合研究所常務取締役
委員	三宅 亨	東京都社会福祉協議会副会長
委員	藤井 俊郎	会社顧問(公募)
臨時委員	執行 秀幸	中央大学大学院法務研究科教授

4 議事

1 開会

2 資料説明

3 審議事項

「意見具申」(案)について

4 閉会

5 議事録

午後6時32分

梶原計画調整課長 本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局より委員の皆様の出席につきまして報告をさせていただきます。

本分科会の委員総数は12名でございます。そのうち本日、所用のために欠席の報告をいただいております委員の方々は野村委員、大澤委員、手塚委員、白石委員、武田委員、中村委員、平岡委員の7名でございますが、うち4名から分科会長あて委任状をちょうだいしております。したがって、本日出席予定の委員の方と合わせますと9名となりますので、定足数に達していることを報告させていただきます。

続きまして、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いしたいと思います。

まず、資料でございますけれども、「利用者本位の福祉の実現に向けて～東京都社会福祉審議会意見具申(案)～」でございます。それと、具体的な意見具申(案)ということで、参考資料という形でございますが、「意見具申(案)」という形でお配りをしております。

なお、当分科会の議事録は、東京都のホームページに掲載され、インターネットを通じて公開されますので、申し添えます。

では、分科会長、よろしく願いいたします。

高橋分科会長 それでは、先日の拡大検討分科会以降、起草委員会で議論を重ねまして、最終的には委員長とも意見交換をいたしまして、本日のような意見具申(案)を最終的な形で取りまとめましたので、御審議をいただければと思います。

それでは、説明については、事務局からよろしく願いいたします。

梶原計画調整課長 それでは、お配りしております、こちらが本日の案でございますが、こちらの本文とあわせて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、全体の構成でございます。全体の構成につきましては、「はじめに」から始まりまして、第1章「福祉をとりまく状況の変化」。第2章が「これからの福祉における『福祉サービス市場』」。それから、第3章が「利用者本位の福祉の実現に向けて」。「おわりに」という形で構成をさせていただいております。

具体的にポイントを御説明させていただきます。

まず、1ページ目、こちらの資料でいくと両方1ページ目でございますけれども、「はじめに」でございます。

「はじめに」につきましては、これまでの経緯とポイントを書いております。第4パラグラフでございますけれども、現在、措置制度から契約制度へ大きく変化している中で、具体的に介護サービスの分野では市場が形成された。その結果、多元化が進むということで、さまざまな多様な事業主体が参入してきています。

一方で、利用者は自らの責任で選択し、利用することになった。この「市場」は完全な自由市場ではなく、いわゆる「擬似市場」と言われるものでございます。

また、こうした「福祉サービス市場」は万能なものではない。この「市場」が利用者の特性、あるいは提供されるサービスの内容・特性などから異なっている。そのため、利用者支援あるいは利用者保護のしくみづくりが必要だということでございます。

また、公的援護としての「措置」制度、公的扶助制度、これは行政の責任のもとに実施していくことが必要なことは言うまでもないということ踏まえまして、最後でございますけれども、この本意見具申においては、「福祉サービス市場」の特性等を踏まえ、その活性化と利用者を支えるしくみの整備について述べるとともに、「福祉サービス市場」をはじめ、地域で提供されている福祉サービス全体を視野に入れ、都民の福祉ニーズにこたえていくために必要な視点をまとめ、分権の時代にふさわしい、これからの地域における福祉政策のあり方についてまとめたというのが全体のまとめでございます。

次に、第1章でございます。第1章のところは、まず第1節「福祉サービスの提供主体と利用者」でございます。

福祉サービス市場の成立というのが、この間の経緯でございます。その結果ということで、福祉サービス提供主体の多元化ということで具体的に書いてございます。

4ページ目でございますけれども、福祉サービスの「利用者像」の変化ということで、具体的に福祉サービスがサービスの普遍化・一般化と言われるように、一般的なサービスとなった。その結果、福祉サービスの利用者像も大きく変化したということで、具体的に要援護者という形から、自らサービスを選択し「利用」する、いわば「消費者」になったと言えるという形で、第1節はまとめてございます。

第2節につきましては、「東京都の取組と国の動き」ということです。これにつきましては、東京都の取組、この間の福祉改革推進プラン以降の取組をまとめてございます。

次のページでございますが、社会保障制度改革ということで国の動きでございます。

国の動きにつきましては、介護保険制度の見直しの問題、次世代育成支援対策推進法に基づく動き、障害者の動き、年金制度改革、医療保険制度改革に向けた取組ということでまとめてございます。

次のページでございますが、地方自治制度改革ということで、こうした社会保障制度改革とともに、国と地方の関係、あるいは公と民の関係などについても検討が行われているということでございます。具体的に地方制度調査会の答申、これは基礎自治体が地域自治組織を措置するということが提言されております。また、三位一体の改革、あるいは構造改革特区等の動きをまとめてございます。

その上で、第3節ということで、「これからの福祉を考える視座」ということで書いてございます。

ここは、まず第1点目は人口減少社会の到来でございます。平成6年、高齢者人口が総人口の14%を超えて、日本の総人口は平成18年にピークを迎えた後、減少に転じると言われてございます。これまで少子・高齢社会ということで言われていたわけですが、今度は人口減少社会という新たな時代を迎える。特に高齢者人口の増加、少子化という流れを、ここではまとめてございます。その上で、東京というのは、この人口減少社会がまさに先鋭的にあらわれているということでございます。

それから、7ページでございます。これは事前にお送りした素案と若干変えている点がございしますので、その点も含めて御説明をいたします。

ここは節として挙げてございませんでしたけれども、社会保障制度改革の方向性ということで新たに起こしてございます。国民皆保険、皆年金制度をはじめ、社会保障制度は高度成長期につくられました。これまで国民生活のセーフティネットの機能を果たしてきた。しかし、先ほど申しました人口減少社会も含め、現在の日本経済の低迷あるいは財政状況、ニーズの多様化等々で社会経済構造は大きく揺らいでございます。既に財政面から見ても、国家予算の歳出の半分近くは借金でございまして、国と地方を合わせた長期債務は700兆円にも上っている。また、厚生労働省が去る5月に発表した伸びでも、社会保障制度という部分が社会保障の給付と見直しということで、社会保障にかかる国民の負担の推計が出てございます。

こうした状況を踏まえればということで、現行の社会保障制度のあり方、その持続可能性を目的とした改革も、国と地方のあり方、あるいは行政と民間のあり方を問い直す現行の政府体系の抜本的な再構築の中で、議論することが必要となっている。

あるいは社会保障制度自体も、必ずしも体系的になっていないということを踏まえまして、8ページでございますけれども、これからの社会保障制度の改革は「給付と負担」あるいは「制度の総合化」ということが大きな課題となっているということを書いております。

8ページの最後のところで、社会保障というのは社会連帯の視点に立って、人々の生活を社会全体で支えるセーフティネットの機能を果たしており、だれもが安心して生活するために欠かせないものである。今後、生涯を通じたセーフティネットとしての社会保障制度を維持していくためには、社会経済環境や住民の意識・ニーズの変化を踏まえ、これからの福祉のあり方もこうした視点で考えていくことが求められているというまとめでございます。

それから3つ目が、考える視座のところでは、東京の特性ということでまとめてございます。

1つ目は、サービス利用者の特性ということで、4点まとめてございます。それから、サービス主体の特性、これはサービス産業が集中している、あるいは多様なNPO団体が活動している。その他の特性として、地価が高い、あるいは地域の間人関係が希薄、少子化の傾向が顕著ということがございます。

その上で、大きく言って3つの傾向をまとめてございます。

1つは、福祉ニーズの特性でございます。それから2つ目は、福祉サービスの基盤整備に当たっての課題。3つ目は、多様な福祉サービス提供主体が存在することが東京の特性ということでまとめてございます。

次でございますけれども、こうした特性を踏まえながら、利用者本位の福祉の実現ということがこれから求められることであります。これからの福祉サービスに求められているのは、だれもが地域の中で自立した生活を送ることができる利用者本位の福祉を実現すること。このことは、本審議会でもこれまでも指摘してきたところということで、21世紀を迎え、提供主体の多元化あるいは利用者像の変化など、福祉を取り巻く状況が大きく変化している中で、利用者本位の福祉を実現するためには、「市場」をベースとして提供されるサービス、NPOやボランティアなど地域で提供されるサービス、措置制度に基づき行政が提供するサービスを組み合わせながら、だれもが質の高いサービスを「地域」の中で利用できるよう、福祉サービスの基盤を整備するとともに、利用者が安心して利用できるしくみを構築していくことが必要である。こういうまとめにして

ございます。

その上で、多様な事業者がサービスを競い合う場というのが「福祉サービス市場」ということとございます。この市場というのは、先ほども述べましたが、自由市場ではなく、さまざまな制約や条件のもとでの「擬似市場」である。その上で、その特性を踏まえ、健全な発展に向けての方向性を総合的に検討していくということが現在必要となっているということで、第2章につきましては、「これからの福祉における『福祉サービス市場』」ということとまとめてございます。

ここでは、第1節として、「『福祉サービス市場』の特性」とまとめてございます。福祉サービス市場の活用というのは、市場という原理を踏まえた上で、福祉サービス市場の特性というのを、ここで8点まとめてございます。

第1点は、福祉サービスというのは利用者の生活に必要不可欠であり、かつ直接ニーズを充足させるために提供されるサービスであること。あるいは福祉サービスは、ニーズの個別性に対応するものであることから、その内容や質を一律に測定することが容易でないこと。福祉サービスは、利用者が人としての尊厳をもって自立した生活を送るためのサービスであること。あるいはサービスの選択や利用に当たっては、何らかの形で支援を要する利用者が多いこと。それから、情報の非対称性が存在すること。税財源や保険等のしくみにより、利用者に「購買力」が付与されていること。次でございますが、サービス価格が「公定価格」であり、いわゆる「擬似市場」であること。事業者指定などがあること。事業者には、営利組織と非営利組織が共存していること。こういうことがあります。

その上で、こうした福祉サービス市場というものを活用していく、あるいは市場原理の長所を生かしていくということが必要である。その際には、それぞれの利用者個々人の状況、あるいはニーズに配慮することが必要ということとございます。それとともに、当然、福祉サービスの提供主体においては、利用者で適切なサービスを提供する責任が課されているということです。

その上で、一般の市場以上に情報提供、契約支援などの利用者支援、市場ルールの確立や権利擁護など、利用者保護のしくみの整備を進めることが必要ということとございます。

第2節は「『福祉サービス市場』の活性化」ということで、多様な事業者が市場へ参加できることということとまとめてございます。

1点目は福祉サービスの規制緩和。2点目は資金調達。資金調達については信用供与とともに、資金調達が新たに可能となるしくみの検討でございます。3点目は適切な公定価格の設定。それから4点目は、地域の実情に応じたサービスメニューの設定ということでまとめてございます。

活性化のための第2ということでは、競い合いを促進することということでございます。

1点目は、競争条件の整備ということでございます。2点目は、経営基盤のぜい弱な事業者に対する支援。3点目は、社会福祉法人の経営改革の促進。4点目は成功事例の収集・普及ということでまとめてございます。

17ページのところで、活性化の3つ目でございますけれども、不適正な事業者を市場から排除するというところでございます。健全な市場の維持のための市場からの排除ということで、1つ目は指導・検査体制の充実・強化、2つ目は事業者指定のしくみの改善・罰則の強化、3つ目は苦情対応や権利擁護のしくみの活用ということでまとめてございます。

第3節は、「利用者支援、利用者保護のしくみづくり」ということでまとめてございます。

先ほど申しましたように、一般の市場以上に利用者支援のしくみづくりが必要ということでございますので、第1点目は選択のための情報の十分な提供ということで、情報の総合的・一体的な提供、第三者評価など利用者の選択に資する情報の提供、情報を入手しにくい人々への配慮と3つにまとめてございます。

「契約者支援、利用者保護のしくみづくり」の第2でございますけれども、これは利用者支援、各種の契約支援のしくみづくりを進めるために、制度周知と相談窓口等の整備、地域のネットワークの形成と人材の確保・育成、制度改正のための働きかけということで、現在の成年後見制度、あるいは福祉サービス利用援助事業についての改善点等々についてまとめてございます。

3つ目は、利用者を保護するための市場内ルールの確立ということで、市場内ルールを確立するというところでございます。ここにはサービスへのアクセス権・平等原則、あるいは事業者の注意義務、情報提供義務、助言義務、書面交付義務ということで、法的な側面からの市場内ルールの確立をまとめてございます。

次は苦情対応や権利擁護のシステムを整備することということで、これにつきまして

は住民に身近な区市町村が総合的・一体的に苦情、あるいは権利擁護の相談に対応できる体制づくりを進めていくことが必要というところでございます。

第3章でございますが、第3章につきましては「利用者本位の福祉の実現に向けて」というところでございます。

第1節「地域における新しい福祉」ということで、第2章では今までこの競い合いにより、サービスの量の拡大と質の向上を目指す福祉サービス市場に焦点を当ててきた。本章では利用者本位の福祉を実現するために、「福祉サービス市場」をはじめNPOやボランティアなどが提供するサービス、措置制度に基づき行政が提供するサービスも含めた、地域で提供されている福祉サービス全体を視野に入れて、福祉サービスを必要とする人に必要なサービスを行き届かせるという観点に立って、これからの地域における福祉政策のあり方と必要な視点をまとめてございます。

これまでの福祉は、今までの経緯をまとめたところでございます。

その上で、行政の役割の変化が書いてございます。福祉サービス提供システムの転換、措置制度から契約制度への転換ということですが、福祉サービス提供主体の多元化というのは、行政の役割を大きく変化させたということです。本審議会におきましても、平成10年2月の答申の中で、「これまで区市町村は」ということで、「サービス供給主体としての役割をはじめ様々な役割を果たしてきたが、今後は」ということで、「地域福祉システム全体をマネジメントする機関として、その役割を発揮することが期待される」と指摘してございます。

その上で、今回のまとめでは、福祉サービス市場の成立と急速な拡大、サービス提供主体の多元化という今日の状況を踏まえ、これからの行政は、これまでのサービス提供主体としての役割を転換し、サービスの基盤整備と利用者支援のしくみづくりを進めるために、ニーズ把握から計画策定まで地域の福祉システム全体を連携機能するようマネジメントする役割を果たすことが必要である。そのために、住民やNPO、事業者等々と協働しながら、必要なサービスを行き届かせるしくみを調整していくことが今後の行政に課せられた役割とまとめてございます。

地域のニーズ把握と多様な主体との協働というのが書いてございますけれども、24ページでございますが、現在、住民をはじめ多様な地域の主体の参加についてでございますけれども、サービス提供主体としての参加という視点でこれまでも述べられてきたわけです。

多様なニーズに対応するためには、多様な提供主体の参入、とりわけ家族や地域社会の機能が変化する中で、それを補う形で発展してきたNPOやボランティア等の参加が極めて重要であるということで、市場の中での福祉サービス市場というシステムを第2章で検証したわけですが、それに加えて、こうした公定サービスとなっていないサービスを住民とともに作り上げ、行政とNPO等が協働・共生しながら、福祉サービスを必要とする人を、地域で包み込んでいくことが必要であるとまとめてございます。

その上で、地域の特性を踏まえた施策づくりということで、地域における福祉政策形成への参加、多様な主体への参加ということをまとめてございます。

25ページに書いてございますけれども、これまで行政が行ってきた計画の策定、政策立案から実施、進行管理、評価といったさまざまな段階に住民サービス提供者と多様な主体が参加し、対等な立場で協働しながら、地域における福祉施策を推進するというこれからの地域における福祉政策形成、こうした視点・姿勢をここでは「福祉ガバナンス」と呼んでいるわけですが、こうした姿勢をもって、地域の福祉サービス全体を視野に入れた福祉政策を展開するとまとめてございます。

その上で、「施策づくりの新たな担い手たち」ということで4点書いてございます。サービスの利用者とサービスの提供者、地域における活動の中核を担う専門家たち、地域の社会資源を活用したネットワーク、地域に根ざした地方公務員ということで、その施策づくりの中で、住民のニーズ、あるいはさまざまな活動をしている方々を、その政策過程の中に参加させていこうというのが2節でございます。

その上で、第3節は「地域における福祉をつくりあげる視点」ということで、ここで施策展開のポイントを挙げてございます。

1つは「対象者別の福祉」の見直しということでございます。

2つ目は、区市町村を単位とした自治体単位の「区域」ではなくて、利用者の生活圏域を踏まえた、より利用者に身近な「福祉サービスの利用圏」という視点での施策展開であります。

3つ目でございますけれども、3つ目は総合政策的な施策の展開ということで、これまでの狭義の福祉施策ではなくて、福祉・保健・医療施策の連携、対人社会サービスという観点から、雇用、住宅、教育、まちづくりなど総合的・包括的な施策展開が必要だという点でございます。

4つ目は、分権時代にふさわしい施策の展開ということでございます。これは地域の

実情、特性に応じた施策を地方自治体が行っていくことが必要であるということでございます。

第4節は「区市町村及び東京都の役割」ということで、区市町村の役割というのは、先ほども述べましたが、地域における福祉システムのマネジメントを中心的に担う。これは利用者に最も身近な基礎的自治体である区市町村ということで、ここでは具体的な取組事例を挙げながらまとめてございます。

1つ目がサービス基盤の整備ということで、30ページ、31ページにそれぞれ足立区、武蔵野市、杉並区を取組を書いてございます。

次は利用者に対する支援ということで、これも具体的な取組を32ページ、33ページにまとめてございます。

3つ目が事業者に対する指導ということで、具体的な取組事例を34ページにまとめてございます。

その上で、東京都の役割というのが35ページからでございます。都が果たすべき役割というのは、従来の直接的な福祉サービスの提供者という役割は大きく転換し、広域自治体として、広域的・専門的視点から、地域における福祉システムのマネジメントを担う区市町村と連携・協力しながら、福祉サービスの基盤整備や利用者支援のしくみづくりなど、地域における福祉施策の展開を支援していくこととまとめてございます。

その上で、取り組むべき課題というのが4つ書いてございます。1つは区市町村に対する支援でございます。2つ目が利用者支援のしくみづくりでございます。3つ目が事業者の指導・検査の強化・充実でございます。4つ目が積極的な国に対する提案要求ということでございます。

その上で、「最後に」というのが36ページから載ってございますけれども、ここからは次の「おわりに」のところになりますので、ここは飛ばさせていただきます、「おわりに」のところでございます。

「おわりに」ということで、「本意見具申では」ということで書いてございます。本意見具申で最後の2点についてまとめてございます。

第1は社会保障制度改革のあり方ということで、現在の中央集権の統治システムのあり方が問われている現在の中で、政府体系の再構築も含めて社会保障制度のあり方を明確に示し、議論していくことが必要ということのポイントとして書いてございます。

第2ということで、39ページでございますが、都単独の補助制度についてというこ

とで書いてございます。これは「補助制度というものが、その時々の方策上の必要性から実施される。その意味では」ということで、時代の変化とともに、常にその効果、必要性を検証すべきということとまとめてございます。

高橋分科会長 ありがとうございます。ということでございまして、今回の社会福祉審議会の意見具申の特徴というのは、介護保険以降、支援費もそうでございますが、契約制度に移行する。もちろん措置制度はまだ残っている部分は多々ございますけれども、契約制度に移行するに伴って、ここで整理しております福祉サービス市場というのが形成されてきた。そして、これがさまざまな形で従来、言ってみれば福祉サービス市場ということは暗黙のうちには意識されていましたが、なし崩しに政策手法が直接執行型から、要するに調整型とか、そういう政策手法が実はいろんな形で変わり始めていて、それは東京都福祉改革プランの中でも幾つかそういうものが出てきたわけですが、そういうものをもう1度整理し直して、そして福祉サービス市場という概念をきちんと整理して、その中でどういう福祉サービス市場形成、それからワーカブルに動くためのさまざまな政策手法は何だろうかというのをきちんと整理する。

それから他方で、福祉サービス市場が提供するさまざまな諸サービスは、実はサービス利用者が生活をしている地域社会の中で提供されるということになる。

とすれば、これは福祉サービス市場を活用した新しい意味での福祉政策が登場してきていて、それはどういうものでなければならぬかということで、ガバナンスという概念、これは従来の統治執行ということではなくて、地域社会の様々な諸主体を総合的な参画に置きながら、調整をしていく新しいタイプの手法が現れ始めていて、そういうものを推進する上でどういう役割があるか。

他方で、福祉サービス市場でニーズが吸収できない領域も多々あるということも指摘をしながら、それは公的責任でやるべき部分もきちんと残されているのだと。

そのような整理をしながら、いわば従来、自覚的認識されてこなかったものを少しきちんと整理をしながら、東京都の地域特性を十分踏まえた上で、これがワーカブルというか、具体的に当初の福祉政策の目的を達成し得るような形でこれから動かしていくためには、どういう論点があり、どういう課題があり、どういう行政手法があるのかということ整理し、課題提起する。

そういう意味では従来の措置制度で続いてきた、これは部分的には平成の福祉8法改正の中から入り、本格的に2000年4月の介護保険で導入され、高齢者ケアの領域で

導入され、その次に支援費の導入の中で障害者ケアで導入され、そして児童ではある意味では遅々として進んでいないけれども、東京都が先陣を切ってやりました認証保育所制度等のそういう政策手法にある試みを1つの、理論的と言うとちょっと語弊がありますが、そういうものを集大成して、現時点での見取り図を明らかにし、そういう意味でいえば従来型の施策から次に展開するためのパラダイムといいましょうか、そういうものを改めて提示して、おそらくこれ以降このスキームというか、そういうものに従いながら、個々の政策課題にこれからどう取り組んでいくかということについての共有というか、物の見方の共有を図るという形で論点を整理したということかと思っております。

いろんな議論がございましたが、起草委員会のほうで議論を積み重ねまして、一応こういう形でまとめさせていただいたということがございますので、どうぞ忌憚のない御意見をちょうだいできればと思っております。

従来の意見具申ですと、東京都がある施策を用意して、それをオーソライズするというか、そういう側面が一方でなかったわけではないわけですが、今回はそういう視点というよりは具体的な認識、それを見る物の見方、そしてそれから出てきます東京都及び区市町村の役割等々について、認識合わせと言うとちょっと妙な言い方かもしれませんが、そういうものをしていただくということが今回の趣旨かと思っておりますし、もともとの三浦委員長からのメモがまさにそういう性格のものでございましたので、そういうことに事務局と起草委員会で精いっぱいという形で、委員長メモの課題提起にこたえたということかと思っております。

そういうことからいうと、従来型の社会福祉の思想というか、考え方や理論枠組みを前提に、かなりチャレンジングするようなものが入っております、そういう意味では前回の議論でもある種の違和感が提起されたのはそういうことかというふうに思っておりますが、それはそういう意味でこういう形で整理することによって、その議論を乗り越えていくということになるのかなというふうに思ったりもしております。あえて「福祉サービス市場とこれからの福祉」という副題をつけたのは、そういう意図でございます。

新村委員 全体の感想としては、大変すっきりと整理されたという印象を持っておりまして、起草委員会は大変だったのではないかと思うのが第1点です。

それに対して、この間、拡大分科会の際に、今高橋分科会長のおっしゃった旧来型の福祉と市場というような、弱肉強食とかおっしゃったような方もいらしたような気が

するのですけれども、それとの折り合いがつかずに、そういう視点からの御意見もあったかと思うのですが、一応それは全くそうでない視点のほうで整理してしまわれたようで、それですっきりしたのかなと思うんですが、そちらに対して説明責任といいますか、こういう大きな動きがあるんだということを説得していくためのこれからの努力みたいなのが必要なのではないかと。特に福祉の現場の方というのは、旧来型の発想にかなり強い方も大勢いらっしゃるって、そういう方に対してマーケットと言った途端に、入り口で拒絶反応を示されるような方もいらっしゃるって、本当に辛抱強く説明し、説得し、納得していただくようなことが重要なのではないかとこのことをちょっと思っております。

逆に、これがマーケットということで整理されてすっきりし過ぎたために、そういう反発があるのではないかと若干の懸念を持ちました。それが大きな感想でございます。

ちょっと小さいことも言っていいですか。すごい細かいことというか、この文章の書き方なのですけれども、この はどうにかならないでしょうか。 と文章区切りとが必ずしも合っていない。要するに階層づけをするのをなるべく回避したいという思想なのかなと思ったのですが、かえって読みにくい場所がいっぱいありまして、全く排除したわけではないのは、後ろの の中に(1)(2)(3)というのがありまして、そういうふうにしたほうがわかりやすい部分は何箇所かございますので、ちょっとお考えいただけないのか。さっと読むと、この があるために大変読みにくい部分というのがあるような気がいたしました。

高橋分科会長 ありがとうございます。スタイルについてはどっぷり浸かってしまいましたので、どっぷり浸かっていないお立場からご叱声をいただきながら、読みやすくリーダブルにしていく。今、新村委員がおっしゃったように、説得という意味でもリーダブルにするという努力はもうちょっとやらなきゃいけないかなというのはおっしゃるとおりでございますが、いかがでございましょう。

どうぞ。藤井委員。

藤井委員 相変らず思いつきのままの発言を致しますが、お許しいただきたいと思えます。

まず、福祉局の皆さんのこれまでの真摯な取組、努力とその作業に対して日頃から敬意を表しております、まず感謝申し上げます。

只今、新村委員がおっしゃられたことに関連致しますが、前回の拡大分科会のときに、

提示されたあの資料を見まして、実は非常に違和感を感じまして、これまで我々がこの分科会で検討、論議してきたこととかなりかけ離れたまとめになっていたと受けとめたものですから、私は大いに発言をさせていただきたいと思っていたのですが、ある委員の方が私の感じたことと同じことをはっきりとおっしゃられたので、そのままにさせていただきました。

なお、更にこの答申案を読んでみて、福祉の現場についてですが、これまで私なりに出来る限り市場の現場に触れるように努めてまいりました。そこで福祉、介護の現場というものはすさまじい世界である。ある面では医療以上にすごいものであるという実感の情趣がこの論調の中から今一つ伝わってこないのは、どうしたことかと感じております。

そして昨日いただきました本日の資料を、あまり時間がないまま、昨夜読ませていただきましたが、前回の内容に比べて大幅な修正、重要なポイントのカバーがなされていたので安心しました。改めて福祉局の皆さんのこの短時間での大幅なまとめ作業に対し、さぞ大変だったろうと感謝いたします。

次に、これだけのボリュームの答申案の中で基本的な数字による資料がないということ指摘したいと思います。論旨の展開を数字で理解させていないということで、例えば人口がやがてピークに達し人口減少社会になるとか、4年で1.4倍になるとか、最低値だとか…。これらの説明の基数となる数値がないということは読む人には数値が理解されないままに論旨を展開されてしまうことになる。確かに専門的にはそんな数値はわかりきったことで、常識であるといわれればそれまでですけど、福祉サービス市場をよりよく理解するために、少しでも多くの人に考えてもらうことの出来るような答申案でありたいという観点からも是非とも基本的な数値なりグラフを後ろのほうに添付して、出来れば参照ナンバーを入れるとかすべきであると提案します。

私がこれまで携わった世界で「数字で物を言え」ということを徹底的に教育され、また指導してきたつもりでございますので、数字ひとつを見るとその数字で読む人によっては見方、考え方が大きく異なることも可能でありますので申し上げます。

次に、これからますます拡大するといわれる福祉サービス市場について、その規模、内容、時期を予測、分析することと同時に、一方ではこの福祉市場を拡大させないというか、ミニマイズさせる動き、エネルギーもこれから必要なのではないかと考えられます。殊に、高齢者が出来る限り福祉介護サービス市場の消費者にならないように努力

する。P P Kと言われるように、肉体的にも精神的にも元気な高齢者をつくる。そこに元気な高齢者社会を構築するということに対して、もっと社会全体の仕組みとして盛り上げる。このなかにスポーツあり、運動あり、芸術あり、趣味あり...で、例えば公園のあり方とかスポーツジム、クラブなど、こういった市場を拡大させることに重心を置いて取り組んでいくべきではないかと考えます。高齢者になって自立心のないまま、甘えとかよりかかりで福祉介護サービスを受けるのだということがあってはならない。いつだった申し上げましたが、高齢者がディグニティを持って、できるだけ自立心を持って元気で生活していけるような社会の仕組みづくりをしていくこと、そしてどうしても介護を受けなければならなくなったときには、安心して、厚く、暖かい介護が受けられる社会である。これを構築すること即ち文化であると思っております。これは決して財政面のことだけから申し上げているのではないことを付言させていただきます。

更に、英語の用語がたくさん出てきておりますが、例えばP F Iですが、B O Tの解説はしてありますけれども、P F Iについても何の略語なのかと、簡単な説明をしていただけたらと思いますので。他にもありましたらよろしく願いいたします。

とりあえず今感じたところを申し上げました。またありましたらあとで。長々とすみません。

高橋分科会長 データについては、付表をつける予定で作業は進めていただいているというふうに承知していますが。

梶原計画調整課長 データについては、関連のところはつけさせていただきます。

高橋分科会長 それから、御指摘のP F I等は確かにわかりにくい表現ですが、大分いろいろ丁寧に見ていただいたと思っておりますが、まだ残っているようでございます。

それから、ブラクシスのほうの、一番初めに御指摘したのはまさにおっしゃるとおりなんですが、それ自身がむしろ福祉サービス市場に適切な部分でいえば、福祉サービス市場でそういうものがワークブルでないような領域についてはどうするかという議論と、それからここではセーフティネットとか、そういう議論がございまして、これは今回の趣旨では、初めの委員長の発題が福祉サービス市場について議論しなさいという枠組みでの設定でございますので、どろどろと言うとあれですが、要するに従来型の公的責任に基づいて、かなり関与しなければならない。ケースワーク的関与という表現がよろしければ、これは児童虐待もそうでございますし、高齢者虐待の世界もそうでございます

が、そういう領域の問題、あるいはホームレスとか、いろんな新しい福祉課題の議論は承知しておりますけれども、これはまた別途改めた議論だというふうに私は思っております。

そういう意味で公的責任としてきちんとやらなければいけないことについては、幾つか指摘は文章でしてございますが、設題としては、福祉サービス市場の構造について説明せよという委員長の発題からこの意見具申が始まっておりますので。

そして、この議論では尽くせないところは多々あるだろうと。これは今後また改めて、こういう審議会の場合かどうかわかりませんが、改めて議論をしていかなければならないという問題認識は非常に強く持っておりますので、そこら辺はむしろ、これは平たく言えば次期の社会福祉審議会の課題ということにもなるのかなと思っております。

三宅委員 前回、拝見したときに、率直に言って、第3章について非常に違和感を覚えたのですけれども、とりわけ第2章から第3章へのつなぎについて違和感を持っていたのですけれども、今回、拝見して随分スムーズにつながっているなという率直な印象を実は受けました。おそらく御苦労をいただいたのだなというふうに思います。

それで、ちょっと細かいところで恐縮なのですが、例えば9ページの で購買力が高いとありますよね。これは例えば給与月額が高いから購買力が高いというふうに短絡的に出てくるのかどうか、ちょっと違和感を持ちました。というのは、その下のほうで家賃は2倍だとか、いろいろ言っているわけですし、あるいは物価の状況等々いろいろ考えなきゃ購買力が高いとは言えないのではないかと。給与月額を単純に引っ張ってきて、購買力が高いというふうに言えるのかどうか非常に疑問を持ちました。

それともう1点、16ページの(1)競争条件の整備の部分でございますけれども、これは公的補助金や税制面で社会福祉法人が株式会社等に比べて優遇されている。これは確かに事実なのですけれども、逆に一方では、社会福祉法人というのは極めて強い公的な規制がかかっているということもあるわけですから、単純に補助金、税制面で優遇されているという出し方だけで本当にいいんだろうかというのが大変気になっている部分であります。

以上です。

高橋分科会長 ありがとうございます。後者のほうは、いわゆるイコールフィッティングという議論でございますので、そこら辺に留意して、要するに同じような仕事をする部分について競争条件は同じにすべきである。しかし、社会福祉法人は不採算の仕事、

社会的貢献のミッションがございますので、それについてはまたそういう関係からさまざまな形で、関与も含めて優遇措置も行われているという、そこら辺の事情は誤解を招かないように、ちょっと文案を工夫するということで対応させていただければと思います。

購買力の問題も、おっしゃるような誤解というか、購買力という概念と給与月額の話が無媒介でつながっていますので、そこら辺は御指摘を踏まえて修正していただくということでしょうか。むしろこれは新村委員のご専門の世界かもしれませんが、いかがでしょうか。よく出てくる東京の物価は世界一という話みたいなものなので、そこら辺どういう指標で、どういうふうに整理するか。場合によってはこの記述は今回要るかどうか、全体の東京都の特性と後のほうの議論が必要かどうか、そんなことも含めてちょっと整理をさせていただくということ。

新村委員 所得水準が高いことは事実ですね。そこまでは客観的に言えるのではないのでしょうか。

高橋分科会長 これはいつも議論になって、例えば介護報酬の地域差の問題で、実態を反映してないじゃないかという議論とも実は絡む議論なのですよね。公務員の給与だってそうですよね。あるいは生保の地域の議論もそうだけれども、ここら辺はちょっと一筋縄ではいかない話もあるので、そこら辺は整理をさせていただければと思います。

新村委員 少し細かいことに入ってもいいですか。幾つか気になったところがありまして、6ページの上から4つ目に「公と民の役割分担という観点から、政府の関与を縮小し、民間需要を創造するため」と書いてあるのですが、ここは需要を創造するのではないような気がしまして、むしろ民間の力を活用し、既にあるニーズにきちっと対応できるというような趣旨ではないかなと。新たな需要がここでできるわけではないという感じを持ちました。それが1つです。

次は旧の11ページ、新しいほうだと13ページですが、「『福祉サービス市場』の活用」の3つ目の ですが、「『福祉サービス市場』は」という中で、「こうした市場原理を活用することで」と、同じことを何回も言葉だけ変えて書いているみたいな気がしまして、私の感じでは必ずしも通常の市場ではない、制約付きの市場ではあるのだけれども、その限界の中で極力競い合いと消費者主権を保障することによって、利用者のニーズに合ったサービスを提供するとか、そんなイメージなのですが、これはいろいろ書いているけれども、何も書いてないような気がいたしまして、書きたいことをもうちょ

っと丁寧に書いていただけると意図がわかるのではないかと思いました。要するに私の懸念は、マーケットというと反発が強いものですから、そのマーケットを使うことが一体どういうふうな意味を持っているのかということをもうちょっと丁寧に書きいただいたほうがいいかなと思いました。

同じくその下の「『福祉サービス市場の特性』」ですが、ここは若干異論がありまして、8つか9つ特性が書いてございますが、これは実は対人サービス市場の特性と福祉サービス市場の特性が混ざっちゃっているのですね。多分、最初のほうのことは、みんな普通のサービス市場で起きていることであって、後段のほうは、例えば判断力がない方とか、特にそういう方への提供という意味で限定的な部分とか、ちょっと書き分けたほうがここはわかりやすい。一般の財サービス市場の、例えば家事サービスの通常のマーケットでも起きることが最初の2つかなんかちょっととれて、2つ目、3つ目は多分そう。2つ目は少なくともそうですよね。個人的に対応する。1番目も必要不可欠と言われるとちょっとそうかなと思いますが、普通のサービス市場の話ではないかと思ひまして、その部分は外しちゃってもいいのかもしれないと思いました。

同じように14ページの一番最後の ですが、一般に消費者保護というのがございまして、情報提供とか市場ルールの確立、権利擁護などというのは、一般的なマーケットでも消費者が常に相対的な情報弱者であるということは言われていることなので、さらにこの福祉サービス市場ではそれを強力にしくなくちゃいけないのだと。普通の市場よりも強力にしくなくちゃいけないのだというようなトーンがちょっとあったほうがいいかなと思いました。

それから、これはちょっとわからないのですが、15ページなのですけれども、適正な公定価格の設定とあって、これは具体的に何を考えておられるのかなというのがよくわからなくて、趣旨としては賛成なのですけれども、具体的にどういう制度になるのかなというのと、現実にこれが東京都で参入を制約しているのだろうかという判断を後でどこかでお教えいただきたいと思いました。東京はとにかく全国に比べれば参入が多くて、潜在的参入者も多いと思ったので、現実に起きているのか。それから、具体的な制度改正まで言及しておられるので、具体的にどういう制度を考えておられるのかがわかるといいなと思いました。

22ページなのですが、前の原案で、要するに行政の役割の変化で、先ほど分科会長も調整とおっしゃっていたと思うんですが、マネジメントという言葉は多分今回の案で

初めて出てきたと思うんですけども、調整よりもマネジメントのほうがかなり積極的な意味があるという認識を持ったんですが、これは意図的に全体を行政がマネージすべきだというふうな調整を超えてという意図を持っているのかどうか。ただ、その次の下から3つ目のパラグラフには調整と書いてあるので、あんまり厳密に考えておられないのかどうか、そこを伺いたかったということです。

あと、これは小さなことというか、あれだと大きいことなのですが、「おわりに」の一番最初の なんですが、「福祉サービス市場」に焦点を当て、その特性等を踏まえた上で、今後の「福祉サービス市場」のあり方について述べたんですか。福祉政策のあり方について述べたのではないのですかというのがちょっと気になっているのですが。福祉サービス市場とはこういうもので、今できつつありますよということは書いてあるけれども、どうあるべきだということまでは必ずしも書いてない。その中における政策のあり方を全体としては書かれているのかなと思ひまして、これは誤植かなと思ったのです。

高橋分科会長 これは と とあわせて整理するということになりますね。

新村委員 以上でございます。細かいことをいっぱい言いまして。

高橋分科会長 ありがとうございます。議論をデラックスするのに大変適切な御指摘をいただいたような気がいたしますが、福祉サービス市場の特性のところは福祉サービスの特性の話と市場の特性の話がごちゃごちゃになっているので、これは福祉サービスとは何ぞやという議論もちょっとしなくちゃなということがあって、こういうのが入ってきたので、これはご指摘を踏まえて整理をさせていただければと思います。

それから、上のところもそうでございますが、幾つか御指摘いただいたところはそれを踏まえまして。

それから、公定価格の話、これは事務局としては何か思いがあって書いていると思うのだけど。

梶原計画調整課長 確かに介護保険だとか支援費の中で、地域差というのは若干あります、単価として。しかし、現実にその単価が、例えば地価が高い東京において、それに見合ったものになっているのか、あるいは賃金と見合ったものになった差になっているのかというのが1つです。

それから、もっと端的に言えば、例えばグループホームだとか、それというのは民間企業等々がこれだけ多い中でも、都の中では整備が低い。痴呆性高齢者グループホーム

もまだまだ進んでいない。それが地方にいくと、逆にいろんなところが、地域によっても違いますけれども、むしろ抑えている。そこは地価というものをむしろ単価に反映させてない。つまり減価償却という考え方を入れていませんから、そういう部分が非常に意識しているところです。

新村委員 希望としては、それを反映させた単価にすべきだということですか。難しゅうございますね。

高橋分科会長 だから、これはデータがちゃんとあれば議論してもいいぐらいだと思うのだけれども、例えば東京都の特別擁護老人ホームを運営している社会福祉法人の収支差と、それから地方の特養の収支差というのは明らかに差がある。要するに老協協が20%出資したら、10%になんていう議論をするほど、逆に言うと収支差はすごいのですよね、地方は。東京はせいぜい経営努力して頑張っても、10%収支差があることはほとんどない。6、7%ぐらいじゃないかな。相当きつきつでやっている。これはやっぱり介護報酬が反映しているのですよね。これは現実としてあるのだけれども、そこら辺はこういう書き方だと、もしかしたら新村委員御指摘のようなこともあるので、思いとしてはそういう。現実にはやはり、ということは、逆に参入はしているけれども、非常に厳しい経営を負っているということは事実ですよね。それはむしろ福祉サービスの質の問題にもはね返っているのではないかという危ぐを実は持っているということ、ここで言いたかったということがあるので。

新村委員 ただ、介護報酬を例えば東京が高くとすると、介護保険料も高くなるわけですね、当然。

高橋分科会長 もちろんそうです。

新村委員 そこを容認するかどうかとか、そういう話になってまいりますね。ちょっとこの議論とは外れるかなと思ったのですけれども、要するに市場競い合いというほうからいきますと、今の価格差の話はちょっとあれにしても、今みたいにレベルを決めちゃうんじゃなくて、キャップ制とか、そういうふうな仕組みとしてはいろいろ競い合いと関係するものはあるけれども、レベルの話がここでうまく、どういう制度改革なのかなというのがよくわからなかったんですけれども、難しゅうございますね。

高橋分科会長 これは大変難しい。例の介護報酬をつくるときに、昔、検討会で地域差の話が出て、はっきり言って結論が出なかったというところがあって、その中で経営調査をやりながら、現実に反映させていくという話だなという議論だけれども、一方で

今おっしゃったように、保険料との絡みも実はあるわけで、そうすると地域別の、そこら辺の話はあるのですが、現実には確かにそうではある。ここで指摘された事実は厳然としてあるので。

新村委員 おっしゃるとおりだというのはわかるのですけれども、ここで何を言いたいのかが実はあんまりよくわからなかったもので、どう扱っていいのか。私の関係している特養も東京だから、やっぱりすごく苦しいと言っていましたね。

高橋分科会長 そうです。逆に言うと、東京都は今までその差を補助金という手法でやってきたわけですね、現実には。ところが、そういう手法はとれなくなっているという現実があって、そこら辺の議論もちょっとあるので、今の御趣旨はちょっと検討させていただきますということで。

新村委員 ええ。中途半端に書くとやぶへびになりそうな気がしたので。

高橋分科会長 中途半端にならないようにということで、ちょっと検討させていただきます。場合によっては、3というのをむしろの総論のほうに吸収させて、もう少し抽象的に書いてしまうとかいうやり方もあるかもしれないと思いますので、ちょっとそこら辺は検討するというところでよろしいですか、事務局。

梶原計画調整課長 はい。

高橋分科会長 あと、御指摘いただいたのを少し精査させていただきたいと思います。

藤井委員 2点ばかり指摘したいのですが、まず27ページからの区市町村での具体的な取組の事例があげられておりますが、これを選んだ基準は何なのでしょう。私が2月19日に都の主催による「東京の新しい福祉を考えるセミナー」と出席させていただきましたときに、「福祉のまちづくり」に都が前向きに支援していることに関して、三鷹の千里の森に続く玉川上水歩道、鉄道の駅のエレベーター、だれにも乗降しやすいバス、リフト付きタクシーなどの整備事業などが紹介されましたが、これらが入っておりませんが、どういった基準で取捨選択をしたのでしょうか。

次に、只今の新村委員のお話に関連するのですが、33ページに事業者に対する指導につきまして、サービスの質の向上に対する指導が述べられていますが、併せて事業の経営、運営に対する指導支援の強化が急務であると考えます。善意で市場に参入したものの、経営実務の初歩的な知識や経験が不十分なために、例えばバランスシートや換益計算書をどうしてよいのかすらわからないということがかなり多いのが実情のようです。

都としてどのようなスタンスをもって指導していくのか、NPOの参画をもっと促進

させるには等々、いずれにしてもかなりの強化策が必要ではないかと考えますが、このあたりについては如何ですか。

以上です。

高橋分科会長 後者のほうは、16ページの(2)に経営基盤の脆弱な事業者に対する支援という形で一応指摘して、東京都がずっと取り組んでいる事業についてはこれでやっているということで、多分、指摘はしているかと思います。

新村委員 もっとやらなくちゃいけないという御指摘じゃないですか。

高橋分科会長 あと、ケースの扱い方については事務局のほうから。

梶原計画調整課長 確かにケースについては、今御指摘をいただいた、例えば鉄道の駅のエレベーターであるとかまちづくりというのは、都が独自にといいますか、例えば事業者に対して、あるいは区市町村に対してという形で、補助金をつくってやっている事業なのです。こちらのほうは、むしろ区市町村が独自にみずからの先駆性だとか、あるいはいろんな工夫をして取り組んでいる。間接的に包括補助で私どもは補助をしているのですけれども、メニュー補助の中での取組というよりは、それぞれの区市町村の特色、あるいは先駆的取組という視点でこれは挙げさせていただいたという位置づけにしております。

高橋分科会長 ですから、わりと地域の創意工夫という感じで、東京都が誘導するというようなボトムアップでいろいろアイデアがあったのを、たまたまメニュー補助で東京都もサポートしていますよと。逆に言うと、地域で知恵を出してきたものにはこんなものがありますというスタンスでご紹介を。

藤井委員 こだわるようですが、そういう中でこれらの事例だけを取り上げたということについて、行政として平等性、公平性の基準からこれらが典型的な顕著な実例だからとみんなが了解できるのであればよいのですが…。そういうことはあまり心配なくてもよいと言われるそれでよいのですが。

高橋分科会長 これからの区市町村の役割という議論をお考えいただく上でのヒントに、こういうのをやっていますよということでご紹介したので、あまり他意はないというふうにご理解いただきたいと思います。あまり藤井委員のご心配になるような危惧はないと思います。

藤井委員 了解しました。

高橋分科会長 先ほど新村委員がおっしゃった議論は、なかなかいわく言いがたいとこ

ろがあつて。

新村委員 何の議論ですか。

高橋分科会長 説得という議論の話だけれども、そういうパラダイムにシフトしちゃったのですよ。それでけしからんという話にはならないので、それが現実で、そうするとその現実の中でどういう行政手段があり、なおかつ我々としては、ここでいえば福祉サービス市場の需給調整だけでは済まないいろんな福祉課題があるということは十分認識しておりますので、それはそれとして検討する。

ただ、ここの発題というか、そもそもの議論はこういうことを明らかにしなさいというテーマで、要するにこの議論とこっちの議論を一緒にしてという話ではないという感じがちょっといたしまして、これでとにかく整理をしてお出しして、御意見をいただくということで、それを踏まえて、そういう意味で公的介護が必要な領域というのは福祉政策の中でどういうものであるかということについては、またそちらの視点での議論はしなければいけないと思いますし、これから障害、高齢等々を含めてかなり流動的に。

28日に介護部会が開かれて、厚生労働省の案がまた出てくるのですが、ある意味でちょっと印象的だったのは、介護保険の創設はまさに介護サービス市場をつくり出すということに非常にエネルギーが割かれて、それで現に利用者が居宅については2倍になり、事業者も急増し、価格的にいえばこの4年間で約4兆円から6兆円になり、2兆円伸びたわけですが、これは給付総額で。そうすると、この世の中でここ5年で伸びた制度ってないのですよね。そうすると、逆にそれを前提として、今度はそれが適正なものであるかどうか。適切性というものを担保する上で、どういうやり方があるのか。

それから、もちろんこのまま野放図に需要が伸びていくということについては、持続可能性という問題は非常に厳しい議論が、とりわけ介護部会の中でもいろんなお立場から出されていて、そうすると適正なものというのはどういうものなのかということを見ると、もう1回地域分権型というか、そこでも地域でそういう適正なサービス利用に結びつくようなやり方はどういうことなのか。

そういう意味では介護サービスのコントロールですね。一方で、サービスの情報開示を全事業者に求めるというのはある意味で破天荒なことで、先ほどの財務諸表も書けないようなところがサービスの情報開示に耐え得るのかという議論さえ、すごく大きな議論としてこれが出てくるのだと思うのです。でも、そういうものに耐えられない企業は、市場から退出してもらったほうがいいのだということまで、実は今来つつあるわけで

す。それだけの説明責任というか、サービス市場で責任ある産業供給をする上では、ある一定の基準を満たしてくれなかったからだめだから、それは出てもらう。

それがある意味では、質に問題のあるサービスを提供しているとそうだとかという議論になってきていて、そしてもう一方で予防給付を入れていくという中で、先ほどの藤井委員ではございませんけれども、自立というか、そういうものをサポートするようなしくみに変えて、介護サービス市場の野放図な関係に歯止めをかけたいとか、いろんな形が出てくる。

そういう意味では、サービス市場の活用と規制の間をいろんな形でシフトしつつあるなという印象があって、そういう意味ではそれぞれの局面の中で軸足の置き方が変わってくるのではないかという感じはいたしますが、にもかかわらず、ここでいえば福祉サービス市場というのはどういうものであるのかということとはとにかくきちんと押さえておくということが、今回のこの意見具申のミッションだと思います。

それで、幾つかポイント、ポイントについては、行政がこれからどう取り組まなければいけないかということについては既に書かれておりますので、そういうものを体系的にもう1度見直すというということになるかというのは、また改めての課題というふうに思っております。

並木参事 マーケット万能でないということは十分留意しながら表現していますけれども、まだ少し懸念としては感じられるところがありますか。

新村委員 ええ。先ほど幾つか申し上げたように、例えば経済をやった人だと、マーケットメカニズムが働くとこういうことがあって、その条件はこういうことではないかというのをある程度暗黙のうちに知っていて言うのですけれども、そうでない方に対して、市場メカニズムをうまく活用してやれば、利用者にサービスがいくよって書いてしまうと、それは弱い人を切り捨てるのだと。すぐそういう議論になっちゃうわけですね。だから、そこをもうちょっと丁寧に、何でそうなるのか、そのためには何をしなくちゃいけないのかみたいなことまで、要するにここで言う、福祉サービス市場が1つの競い合いとか、サービスの質の向上にどうやって貢献していくのかみたいなところを文章の中に少し書き込んでいかないと、先ほどみたいな弱肉強食というような、切って捨てられるような形での市場機構という言葉の使い方をなるべく廃したいというのが私の感じでございますので、もうちょっと丁寧に。

高橋分科会長 そうですね。今の御指摘を踏まえて、もう1度読み直させていただいて、

少しそこら辺は必要な修正を加えさせていただくということで。

新村委員 とりあえず気になったのは、さっき申し上げた2つの場所ぐらいなのですが。

藤井委員 質問というか確認なのですが、都がいろいろ都心と地方、島の特色が非常にあって、全国版のミニチュアという感じがあるというご指摘がありますけれども、この点に関してはこれからの新しい審議会なり分科会でさらに突っ込んだ展開していくという含みはあるのですか。

今分科会長がおっしゃったようにここでは更に突っ込んでいくテーマではありませんけれども、これからこれらの異質の市場の検討を福祉局として取り上げていかれると理解してよろしいでしょうか。

高橋分科会長 なかなかいわく言いがたいですね、島しょとしては

梶原計画調整課長 この中で書いてありますけれども、たしか23区と、それからまた多摩、多摩も要は市街地が連担した、例えば武蔵野だとか三鷹から、西多摩のほうの檜原だとか奥多摩のところ、これは多摩といっても違う。それから、島しょ部はある種200人の島から、全国で最小の人口の島から大体8,000から9,000のところ、八丈、大島が一番多いのですけれども、それは島の中である種完結せざるを得ない部分と、もう1つは、例えば特養でも200人の島に特養をつくるとか、それはあり得ない話なのです。

ここで取り上げているのは、大都市部の特色ということでフィーチャーしたときに、いろんなサービスの提供主体がありますと。それが今度は島だとか西多摩のほうは、いわゆる地域の過疎部と同じような問題を抱えている。その部分については当然、今の福祉サービス全体の中のしくみとして、例えば地域だとかという、後ろのほうにありますけれども、サービス市場だけではなくて、地域ということを活用しながら、あるいは社会福祉法人も活用しながらということを守っていくということになると思うのです。ですから、改めて地域別というのは今のところは考えていません。

藤井委員 よくわかりました。ありがとうございました。

新村委員 あと1つ。お返事が聞けなかったのですが、マネジメントという言葉が使われた趣旨を教えてくださいたいと思います。積極的な都の姿勢だと読んだのですが、そう読んでよろしいのでしょうか。

高橋分科会長 なかなか難しく、さっきの議論で言えば、そういうふうに調整で済む

局面とかなり積極的に関与しなきゃならない局面と、これは揺らぎがやっぱりあるのですよね。そこら辺でそういう言葉が出てきたので、どう考えますかね。

梶原計画調整課長 実はマネジメントという言葉なのか、コーディネートという言葉なのか、その辺は確かに、つい10年の答申に引きずられたというのが1つはあるかと思えます。ですから、思いとしては日本語で言うと調整に近いのかなと。

ただ、実はこのところでガバナンスという言葉をもとめたわけですけども、ガバナンスの中での行政の役割というの、多様な協働関係の中のどういう役割を果たすかというの、ある種いろんな力関係の中で、じゃ、ほんとうに行政がまた一番力を持っているのかという部分も含めてあるので、思いは調整に近いことで、これはマネジメントを使ったという。

新村委員 それだったら、マネジメントって使わないほうがいいのかなと。この前の案にはなかったのですよね。それで、そういう立場に行政が変わられたのだというふうに読んだんですが、今度違う言葉が出てきたので、やらなくちゃいけない部分が多いのだという趣旨なのかなと。特に原案を見てない人、この前のを見てない人はそういう疑問を抱かないのかもしれませんが、続けてみるとちょっとそういうふうな感じを持ったのですけれども、ご説明ができればどの言葉が使われてもいいと思いますが、若干積極的に読めますよというコメントだけをしておきます。どうなのでしょうね。ガバナンスの中で、しかも都がどの程度。ただ、しくみづくりなんかは先頭に立ってやっていただくわけですよ。そういう意味ではいいのかなとも思いますが。

梶原計画調整課長 役割としてのところは区市町村にしても。

高橋分科会長 これはやっぱり調整を担うとは書けないね、ここの記述は。保険者としても保険者の責任があるわけですよ、保険者機能。そういう意味では調整ではないですね。保険者機能として介護保険に関与する。

新村委員 都だけじゃないですね。区市町村も入っているのですたっけ。これは行政全体ですね。

梶原計画調整課長 そうです。

高橋分科会長 文脈をもう1回精査して、適切な、あるいは別の言いかえ方があり得るかどうとか、そんなことも含めて考えさせてください。

新村委員 あんまり強い意見じゃないのです。意図だけちょっと伺いたかったということです。

高橋分科会長 文脈の意味をもう1回考えながら、適切な用語を選択させていただくということで。

藤井委員 確かに企業でもコーポレートガバナンスとコーポレートマネジメントと言うと、新村委員がおっしゃるように、極めて直接的強さがある。通常使われている日本語としてもマネジメントと言うと、かなり実務的にも強く受け取られますけれど、ご指摘のような意味合いもございますね、確かに。

高橋分科会長 公行政の場合はアドミニストレーションという言葉はずうっと使ってきて、それはわりと縦型の管理ですよね、まさに。それとの対比でいうと、マネジメントというのは、逆に言うともっとモデレート、中庸な概念というか。

藤井委員 経営にすると介在度がかなり強いというか、アドミニストレーションと言うと行政。言葉の正確な使い方というのは難しいものですね。

高橋分科会長 行政とか管理というよりは、逆に言うともっと最近のニューパブリックマネジというものは、そういう管理型というよりはもう少し調整に近いマネジメント、アウトソーシングとか、そういうのを含めてコンペティティブな競争的な主体を活用しながらというニュアンスがニューパブリックマネジメントの中に入ってきていて、そうするとアドミニストレーションはかなり一元的・一体的な管理運用みたいな感じですが、むしろマネジメントという言葉はもう少し多面的な意味があって、公行政の世界ではどうもそういうニュアンスですよね。僕は必ずしも行政学の専門家ではないのであれですけども、はすに読んでいるとそういう感じがして、同じ言葉の原点がちょっと違うので、そこから辺はそういう誤解というか、今ご指摘いただいたような意味のブレが生じないように言葉は調整させていただくということで。

新村委員 お任せいたしますが、読んだ印象だけ申し上げます。

高橋分科会長 ありがとうございます。執行委員のほうから起草委員として何かコメント等ございますか。

執行委員 本当は起草委員会で指摘しておけばよかったのですが、今回、改めて読みまして、若干細かいことですが、気づいたことを指摘させていただきたいと思いません。

20ページのところです。一番上の「福祉サービス利用援助事業についても、対象者が『判断能力が不十分な人』に限られている」と書いてあります。もちろんこれでも間違いではないと思います。しかし、より正確に言うと、文言の表現の方法はまた考えて

いただきたいと思います。判断能力が不十分な人で、この事業に関する契約締結能力がある人に限られているとしたほうが、よりよいと思われます。

梶原計画調整課長 補助類型ということですね。

執行委員 はい。

もう1つ、市場内ルールを確立することということで、の上から2つ目、「現行の消費者契約法は」というところですが、2つ目、「生活に不可欠なサービスであるにもかかわらず」ということで、「契約拒否や差別に関する処分規定がない」となっています。しかし、「処分」はとっておいたほうがよいのではないかと思いました。

それから、感想なのですが、私の専門は民法と消費者法で、福祉サービスの市場化段階で、契約を締結する基盤であるとか、市場内ルールはどうあるべきかということを中心に見てきたわけです。だが、確かにまだまだ不十分であって、早急に整備していかなければいけないというのが率直なところです。最近も話題になっていますが、成年後見制はあまり使われてないということで、都だけではできないので、国がもっとその制度を整備していかなければいけないと感じました。

以上です。

高橋分科会長 ありがとうございます。実は障害者部会でもそのことが大分議論になっていまして、権利擁護事業、成年後見を含めて利用促進というしくみを議論しようということで、これは厚生労働省の中にも検討会が秋口ぐらいにできまして、今、勉強会が始まっておりますので、また改めて議論が進むのかなと。これは28日に出てくる中でも権利擁護の話は相当しつこく指摘されておりますので、今のご指摘を受けて調整をさせていただきます。

いかがでしょうか。もしよろしければ、きょういろいろご発言いただいたところを、最大の問題は、新村委員が をとったらどうだろうかという御提言で。

新村委員 それは若干、趣味の部分もございますが。

高橋分科会長 読みやすくするという意味で、どういうふうにしたらいいか。そういう意味では局長、総務部長にも読んでいただいたと伺っておりますので、ファーストリーダーというか、今まで私はどっぷり浸かっていますので、そういうことを含めてこれはわからんというご意見も踏まえまして、これも事務局と私のほうに一任をいただいて、きょういろいろご指摘があったことも含みまして、7月5日までに修文の作業をさせていただくということはいかがでございましょうか。

じゃ、事務局のほうから今後のスケジュール等についてお願いします。

梶原計画調整課長 本日ご議論いただいた点を含めて、分科会長と最終案を取りまとめさせていただきたいと思います。7月5日に本審議会で最終案の御審議、御確認をいただくという予定にさせていただきます。

高橋分科会長 ということで最後の審議会。16期ということでの意見具申でございますので、よろしく願いいたします。

ちょっと早いけれども、こんな形でもよろしゅうございましょうか。お足元が悪い中をどうもありがとうございました。

(午後8時06分 閉会)